

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 職員が適正な会計事務を行えるよう会計規則の規定を見直す。
- (2) 県の行政組織の見直し及び地方自治法の一部改正に伴う関係規定の整備その他所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 知事部局、出納局、教育委員会事務局及び労働委員会事務局において、歳入の徴収及び支出負担行為の事務手続を行うときは、庶務集中局の事前審査を受けることとする。
- (2) 総合事務所においては、旅費出納員を置かないものとする。
- (3) 契約書の作成を省略できる場合に、1件100万円未満の一般競争入札による契約をするときを加える。
- (4) 歳入計算書及び歳出計算書の出納長への提出期限を6月30日を過ぎない範囲で出納長が指定する日まで（現行 6月15日まで）とする。
- (5) 契約金額の3割を超えて前金払できる場合に、事務用機器の再リース契約における前金払を加える。
- (6) 会計事務に係る賠償責任を有する職員の範囲を支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した係長以上の職員とする。
- (7) 所属の長は、法令の規定に違反して支出負担行為を行うこと等により、県に損害が生じるおそれがあると認めるときは、庶務集中局長に報告するものとする。
- (8) 出納長の設置の根拠について、規則中引用している地方自治法の根拠規定を改める。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 総合事務所の実情にかんがみ、証紙の消印は、総合事務所にあつては、各局の課長が行うこととする。
- (2) (1)に伴い、総合事務所にあつては、各局の課長が証紙徴収整理簿を整理し、証紙による収入の状況を予算主務課長へ報告するものとする。
- (3) 収入状況報告の方法を見直す。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、鳥取県屋外広告物条例の一部改正及び県の行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 総合事務所にあつては、証紙の消印及び証紙徴収整理簿の整理を各局の課長（現行 総合事務所長）が行うこととする。
- (2) 証紙収入状況の報告時期を上半期及び下半期（現行 毎四半期）とし、データベースの整備に伴い不要となる報告書を廃止する。
- (3) 歳入への受入れの手続は、予算主務課長（現行 総務部庶務集中局集中化推進室長及び警察本部会計課長）の業務とする。
- (4) 鳥取県産業技術センターの設備使用料及び手数料に係る規定を削る。
- (5) 証紙による収入の方法により徴収する歳入に屋外広告業の登録に係る手数料を加える。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、(1)から(4)まで及び(6)は平成19年4月1日、(5)は同年10月1日とする。
 - イ (2)については、平成19年度の証紙による収入から適用する。